

2010/08/30

2010 年度柏三水会・総会決定事項等のご連絡

柏三水会会長 湯谷 友信
(事務局 高橋 要泰)

拝啓 暑い日が続いておりますが、皆様お元気でご活躍のことと存じます。

さて、2010年5月12日に武蔵工業会館で開催されました柏三水会役員会で細則の改正が行われ、2010年6月19日に東友会館で開催されました柏三水会総会にて会則の改正が行われました。

これらの改正及び総会決定事項に関しまして、概要は次の通りです。詳細は同封の柏三水会役員会会則及び細則を参照願います。

1. 細則の改正事項

(1) 財政基盤の確立

永久会員を除き、会員全員に年会費を負担して頂くことになりました。即ち、70歳以上の会員、65歳以上の会長経験者の年会費免除の規定は廃止されました。

(2) 地方会員への配慮

原案では、地方会員も一律年会費20,000円としていましたが、上記柏三水会役員会での議論の結果、地方会員は従来通り一般会員の半額の年会費10,000円のままとなりました。

2. 会則の改正

(1) 入会資格の緩和による若い方々の入会の促進

会則で入会資格を「東京都市大学(旧武蔵工業大学)及びその関連学校の卒業生で、経営者、管理職及び将来経営者を目指している者」と改正し、若い方々の入会を可能にしました。

3. その他

(1) 例会の充実

例会における講演内容の充実を図るため、従来の2名の「例会担当」に加えて、例会毎に3名の「テーマ・講師の選定担当」を置くことを、総会にて決定しました。

(2) 例会参加の容易化

年に数回開催される例会では、別途、例会会費(当日の食事代、ビール代、会館使用料等)を徴収しています。従来、原則として、1回当たり4,000円でしたが、これを3,000円に変更致します。

敬具

添付書類

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 改正された柏三水会会則及び細則 | 1 通 |
| (2) 最新会員名簿 | 1 通 |
| (3) 2010 年度役員名簿 | 1 通 |
| (4) 2010 年度年間スケジュール | 1 通 |

以上